

平成 23 年 (ワ) 第 812 号, 平成 24 年 (ワ) 第 23 号, 平成 27 年 (ワ) 第 374 号
九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原 告 石丸ハツミ 外
被 告 九州電力株式会社

上 申 書

平成31年3月12日

佐賀地方裁判所 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人弁護士 堤 克 彦



同 山 内 喜 明



同 松 崎 隆



同 芥 藤 芳 朗



同 永 原 豪



同 熊 谷 善 昭



同 家 永 由 佳 里



同 恩 穂 井 達 也



同 池 田 早 織



被告九州電力は、平成31年2月13日に玄海2号機の廃止を決定しました。(乙240) 今後、電気事業法27条の27第3項に基づき、経済産業大臣に対して、発電事業の変更の届出を行う予定です。

以上